

2009年5月15日

関係各位

野村ホールディングス株式会社

コード番号 8604

東証・大証・名証第一部

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を、2009年6月25日開催予定の第105回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

##### (1) 株券の電子化対応

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」が2009年1月5日に施行されました。これにより、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉に移行されました。

この株券電子化に対応するため、株券の存在を前提とした規定の削除、その他所要の変更を行うとともに、本変更に係る経過的な措置を定める附則を設けるものであります。

##### (2) 株主総会の招集権者

株主総会の招集権者の定めを、「予め取締役会の定める取締役」へと変更するものであります。

##### (3) 優先株式

ビジネス・プラットフォームの拡大・充実には十分でかつ強固な資本基盤を有することが必要です。また、国際的に活動する金融機関としても、資本基盤の強化の必要性は、国際決済銀行(BIS)のバーゼル銀行監督委員会および各国の規制当局の要請を待つまでも無く、業務の遂行にとって重要であると考えております。

当社は2009年3月期において、グローバルにビジネスを拡大するための資本・財務構造の強化を行いました。したがって、現時点で具体的な発行予定があるわけではありませんが、資本調達の実施を可能な限り広く確保し、将来にわたり経済やビジネスの環境変化に迅速に対応していくことが可能となるよう準備をするため、今般の変更を行うものであります。

なお、現在定められている発行可能株式総数を変更するものではありません。

## 2. 変更の内容

変更の内容は別紙をご参照ください。

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日  
定款変更の効力発生日

2009年6月25日(予定)  
2009年6月25日(予定)

以上

【別紙】

(下線\_は変更部分)

現行定款	変更案										
<p><b>(発行可能株式総数)</b>            第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>6,000,000,000 株とする。</u></p>	<p><b>(発行可能株式総数)</b>            第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>6,000,000,000 株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。</u></p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>普通株式</td> <td style="text-align: right;">6,000,000,000 株</td> </tr> <tr> <td>第 1 種優先株式</td> <td style="text-align: right;">200,000,000 株</td> </tr> <tr> <td>第 2 種優先株式</td> <td style="text-align: right;">200,000,000 株</td> </tr> <tr> <td>第 3 種優先株式</td> <td style="text-align: right;">200,000,000 株</td> </tr> <tr> <td>第 4 種優先株式</td> <td style="text-align: right;">200,000,000 株</td> </tr> </table>	普通株式	6,000,000,000 株	第 1 種優先株式	200,000,000 株	第 2 種優先株式	200,000,000 株	第 3 種優先株式	200,000,000 株	第 4 種優先株式	200,000,000 株
普通株式	6,000,000,000 株										
第 1 種優先株式	200,000,000 株										
第 2 種優先株式	200,000,000 株										
第 3 種優先株式	200,000,000 株										
第 4 種優先株式	200,000,000 株										
<p><b>(株券の発行)</b>            第 7 条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p>	(削除)										
<p><b>(単元株式数)</b>            第 8 条 当社の単元株式数は、100 株とする。</p>	<p><b>(単元株式数)</b>            第 7 条 当社の単元株式数は、<u>普通株式および各優先株式のそれぞれにつき 100 株とする。</u></p>										
<p><b>(単元未満株式についての権利)</b>            第 9 条 当社の株主(実質株主を含む。<u>以下同じ。)</u>は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</li> <li>(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</li> <li>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</li> <li>(4) 次条に定める請求をする権利</li> </ol> <p>2 <u>当社は、単元未満株式の数を表示した株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについては、この限りではない。</u></p>	<p><b>(単元未満株式についての権利)</b>            第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</li> <li>(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</li> <li>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</li> <li>(4) 次条に定める請求をする権利</li> </ol> <p style="text-align: center;">(削除)</p>										
<p><b>(単元未満株式の買増請求)</b>            第 10 条 (略)</p>	<p><b>(単元未満株式の買増請求)</b>            第 9 条 (現行どおり)</p>										
<p><b>(株主名簿管理人)</b>            第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取</p>	<p><b>(株主名簿管理人)</b>            第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取</p>										

現行定款	変更案
<p>扱場所は、取締役会の決議により定め、公告する。</p> <p>3 <u>当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り、株券喪失登録、単元未満株式の買増請求、その他株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社では取扱わない。</u></p> <p><b>（株式取扱規程）</b> 第12条（略）</p> <p>（新設）</p>	<p>扱場所は、取締役会の決議により定め、公告する。</p> <p>（削除）</p> <p><b>（株式取扱規程）</b> 第11条（現行どおり）</p> <p><b>第3章 優先株式</b> <b>（優先配当金）</b></p> <p>第12条 <u>当会社は、第44条第1項に基づき、3月31日を基準日として、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭（以下「優先配当金」という。）による剰余金の配当を行う。ただし、当該日の属する事業年度に第13条に定める優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>第1種優先株式、第2種優先株式1株につき、その1株当たりの払込金額相当額に、各優先株式の発行に先立って取締役会の決議または取締役会の決議による委任を受けた執行役の決定により定める配当年率（15パーセントを上限とする）を乗じて算出した額</u></li> <li>・ <u>第3種優先株式、第4種優先株式1株につき、その1株当たりの払込金額相当額に、各優先株式の発行に先立って取締役会の決議または取締役会の決議による委任を受けた執行役の決定により定める配当年率（10パーセン</u></li> </ul>

現行定款	変更案
	<p>トを上限とする)を乗じて算出した額</p> <p>2 ある事業年度において、優先株主または優先登録株式質権者に対して行う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>3 優先株主または優先株式登録質権者に対しては、優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第 758 条第 8 号口もしくは同法第 760 条第 7 号口に規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第 763 条第 12 号口もしくは第 765 条第 1 項第 8 号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</p> <p><b>(優先期中配当金)</b></p> <p>第 13 条 当社は、第 44 条第 1 項に定める日(3月31日を除く。)を基準日として剰余金の配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、優先株式 1 株につき、優先配当金の額の 2 分の 1 を上限として、各優先株式の発行に先立って取締役会の決議または取締役会の決議による委任を受けた執行役の決定により定める額の金銭(本定款において「優先期中配当金」という。)を支払う。ただし、優先期中配当金の合計額は、優先配当金の額を超えないものとする。</p> <p><b>(残余財産の分配)</b></p> <p>第 14 条 当社は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 1 種優先株式、第 2 種優先株式、第 3 種優先株式、第 4 種優先株式</li> </ul> <p>1 株につき、その 1 株当た</p>
(新設)	
	(新設)

現行定款	変更案
<p>(新設)</p>	<p>りの払込金額相当額を踏まえて、各優先株式の発行に先立って取締役会の決議または取締役会の決議による委任を受けた執行役の決定により定める額</p> <p>2 優先株主または優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配を行わない。</p> <p><b>(議決権)</b></p> <p>第15条 優先株主は、すべての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。 ただし、各事業年度に関して、定時株主総会の招集通知が発送されるまでに優先配当金を受けの旨の取締役会の決議がなされず、かつ、優先配当金を受けの旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受けの旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会の終結の時より、優先配当金を受けの旨の取締役会の決議または株主総会の決議がある時までの間は、すべての事項につき株主総会において議決権を行使することができる。</p> <p><b>(取得請求権)</b></p> <p>第16条 第3種優先株主および第4種優先株主は、各優先株式の発行に先立って取締役会の決議または取締役会の決議による委任を受けた執行役の決定によって定める当該優先株式の取得を請求することができる期間(以下「取得請求期間」という。)中、当会社に対して、自己の有する優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当会社は、当該優先株式を取得すると引換えに、当該優先株主が取得の請求をした優先株式数に1株当たりの払込金額相当額を乗じた額を次項に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、当該優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株</p>
<p>(新設)</p>	

現行定款	変更案
<p>(新設)</p>	<p>に満たない端数があるときは、会社法第 167 条第 3 項にしたがってこれを取扱う。</p> <p>2 取得価額は、当初、当会社の普通株式の時価を基準として各優先株式の発行に先立って取締役会の決議または取締役会の決議による委任を受けた執行役の決定によって定める方法により算出される額とし、当該決議または決定により取得価額の修正および調整の方法を定めることができるものとする。当該決議または決定により取得価額の修正を定める場合、修正される額の下限を定めるものとし、取得価額が下限として定める額を下回った場合、取得価額は下限として定める額に修正されるものとする。</p> <p><b>(一斉取得)</b>  <b>第 17 条</b> 当社は、取得請求期間の末日までに当会社に取得されていない第 3 種優先株式および第 4 種優先株式の全部を、取得請求期間の末日の翌日をもって取得する。この場合、当社は、当該優先株式を取得するのと引換えに、各優先株主に対し、その有する優先株式数に当該優先株式 1 株当たりの払込金額相当額を乗じた額を当会社の普通株式の時価で除した数の普通株式を交付するものとし、その詳細は各優先株式の発行に先立って取締役会の決議または取締役会の決議による委任を受けた執行役の決定によって定める。当該決議または決定により交付すべき普通株式の上限の算定方法を定めることができる。なお、当該優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に 1 株に満たない端数があるときは、会社法第 234 条にしたがってこれを取扱う。</p> <p><b>(取得条項)</b>  <b>第 18 条</b> 当社は、第 1 種優先株式、第 2 種優先株式および第 4 種優先株式について、各優先株式の発行に先立って取締役会の決議または取締</p>
<p>(新設)</p>	

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;"><b>第3章 株主総会</b></p> <p><b>(招 集)</b></p> <p>第13条 定時株主総会は、毎年4月1日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</p> <p>2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により執行役社長を兼務する取締役が招集する。ただし、執行役社長を兼務する取締役事</p>	<p>役会の決議による委任を受けた執行役の決定によって定める事由が生じた場合に、取締役会の決議または取締役会の決議による委任を受けた執行役の決定によって別に定める日が到来したときは、当該優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当会社は、当該優先株式を取得すると引換えに、各優先株主に対し、当該優先株式1株につき、その払込金額相当額を踏まえて当該優先株式の発行に先立って取締役会の決議または取締役会の決議による委任を受けた執行役の決定によって定める額の金銭を交付する。</p> <p>2 前項に基づき、各優先株式の一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法により行う。</p> <p><b>(株式の併合または分割等)</b></p> <p>第19条 当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、優先株式について株式の併合または分割を行わない。</p> <p>2 当会社は、優先株主に対し、株式無償割当て、または新株予約権無償割当てを行わない。</p> <p>3 当会社は、優先株主に対し、募集株式の割当てを受ける権利、または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</p> <p><b>(優先順位)</b></p> <p>第20条 各優先株式の優先配当金、優先期中配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 株主総会</b></p> <p><b>(招 集)</b></p> <p>第21条 定時株主総会は、毎年4月1日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</p> <p>2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>予め取締役会の定める取締役</u>が招集する。</p>



現行定款	変更案
<p>故あるときは、<u>予め取締役会の定めた順序にしたがい、他の代表執行役を兼務する取締役が招集する。</u></p>	
<p>第 14 条 (略)</p>	<p>第 22 条 (現行どおり)</p>
<p>第 18 条</p>	<p>第 26 条</p>
<p>(新設)</p>	<p><b>(種類株主総会)</b></p>
	<p>第 27 条 <u>種類株主総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2 <u>会社法第 324 条第 2 項の規定による決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その出席した株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。</u></p> <p>3 <u>第 21 条第 2 項、第 23 条ないし第 25 条の規定は、種類株主総会について準用する。</u></p>
<p><b>第 4 章 取締役および取締役会</b></p>	<p><b>第 5 章 取締役および取締役会</b></p>
<p>第 19 条 (略)</p>	<p>第 28 条 (現行どおり)</p>
<p>第 24 条</p>	<p>第 33 条</p>
<p><b>第 5 章 指名委員会、監査委員会および報酬委員会</b></p>	<p><b>第 6 章 指名委員会、監査委員会および報酬委員会</b></p>
<p>第 25 条 (略)</p>	<p>第 34 条 (現行どおり)</p>
<p>第 27 条</p>	<p>第 36 条</p>
<p><b>第 6 章 執行役</b></p>	<p><b>第 7 章 執行役</b></p>
<p>第 28 条 (略)</p>	<p>第 37 条 (現行どおり)</p>
<p>第 32 条</p>	<p>第 41 条</p>
<p><b>第 7 章 計算</b></p>	<p><b>第 8 章 計算</b></p>
<p>第 33 条 (略)</p>	<p>第 42 条 (現行どおり)</p>
<p>第 35 条</p>	<p>第 44 条</p>
<p>(新設)</p>	<p><b>附則</b> <b>(株券喪失登録簿)</b></p>
	<p><u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社では取扱わない。本附則は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、同年 1 月 6 日をもって本附則を削るものとする。</u></p>